## **工事請負契約における単品スライド条項の運用について(お知らせ)**

最近の鋼材類及び燃料油の資材価格高騰を踏まえ国土交通省及び岡山県では「単品スライド条項」の運用を決めたところです。

当局も、岡山市水道局工事請負契約約款第 25 条 5 項に基づき下記のとおり運用することとしました。

詳細につきましては、国及び県の運用の内容を確認しながら決定していきます。具体的な手続については下記の配水課工事管理係もしくは、各工事担当課へお問い合せ下さい。

### 1 単品スライドとは

単品スライドとは、工事請負契約約款第25条5項に基づき、特別な要因により工期内 に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金が不適当となった時、発注者又 は請負者が請負代金額の変更を請求できる措置です。

### 2 単品スライド運用基準

対象となる資材

・鋼材類と燃料油の2資材

### 対象工事

・運用開始日時点で継続中の工事及び新規契約工事

請負代金額変更の考え方

- ・ の各対象資材の価格変動分のうち、対象工事費の1%を超える額を調整する。
- スライド条項の適用手続
- ・工期末の2ヶ月前までに請求すること。

### 3 運用開始日

平成20年9月1日

#### 4 様式

様式契 - 単 1、別紙 - 1

単品スライドを申請する場合に使用する様式

様式契-単3、様式契-単6

協議開始日の通知を受けた後、変更請求額の資料を作成して提出する様式 様式契 - 単 9

既済部分検査時、単品スライド条項の適用を請求する場合に使用する様式

### 5 その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、 単品スライドの適用外とする。

工期末が平成20年11月28日以前である工事についての適用申請は、工期満 了前であって、かつ、平成20年9月30日までに申請することが必要である。

## 6 問合せ先

制度について

岡山市水道局配水課工事管理係 TEL 086-234-5953

受注工事の適用について

各工事担当課所

平成 年 月 日

岡山市水道事業管理者 水道局長 酒井 五津男 様

請負者 住 所

氏 名 印

# 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更請求について

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、資材価格の著しい 変動により請負代金額が不適当となったので、岡山市水道局工事請負契約約款第25条第5項により請負代金額を変更されるよう請求します。

記

- 1.起工番号
- 2. 工 事 名
- 3. 工事場所
- 4.工期平成年月日から平成年月日まで
- 5.請求する材料 別紙 1のとおり
- 6.変更請求概算額 円(別紙-1より)

# スライド請求品目一覧表

(P)契約金額(税抜)	

## 【スライドを請求する鋼材類】

品目			数量			材料単価			金額差	備考
	規格	単位	契約	部分払い	対象 -	契約時	購入時	差額 -	= x	
鋼材計										{合計 - (P)×1/100}が > 0 なら対象となる可能性がある
鋼材類の検討										なら対象となる可能性がある
結果	単品スライドは「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を越える場合対象となります。									

### 【スライドを請求する燃料油】

				数量		材料単価			金額差		備考
品目	規格	単位	契約	部分払い	対象 -	契約時	購入時	差額 -	= >	<b>(</b>	
燃料油計											{合計 - (P)×1/100}が > 0
燃料油の検討											{合計 - (P)×1/100}が > 0 なら対象となる可能性がある
結果	単品スライドは「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を越える場合対象となります。										

スライド予定金額(税抜) = 鋼材類	頁計 + 燃料油計 - 契約金額 × 1/1	100 =		
= (	_	\_	<b>v</b> 1/100-	円(税抜)

平成 年 月 日

岡山市水道事業管理者 水道局長 酒井 五津男 様

請負者 住 所

氏 名 印

# 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事に係る標記について、下記のとおり協議します。

記

- 1.起工番号
- 2. 工 事 名
- 3. 工事場所
- 4.工期平成年月日から平成年月日まで
- 5.変更請求額 円(別添様式契-単6より)
- 6.対象資材一覧表 別添様式契-単6のとおり
- 7.添付資料 各種証明資料

様式契 - 単 6

### 平成 年 月 日

## 請負代金額変更請求額計算書

岡山市水道事業管理者 水道局長 酒井 五津男 様

請負者

商号又は名称 代表者氏名

印

単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

### 工事名

					= ×		= ×			= -	
品目	規格	単位	数量	当初 想定単価		購入単価	購入金額	購入先	購入年月	差額	備考
【鋼材類】											
鋼材類の合	☆H刄が亦新	方方									
到70円	計以ひ复数	分段									
【燃料油】											
											_
燃料油の合	┃ :計乃7【亦献	力安百									
請負額【稅	込】(又に	税抜き	5)								
全体変動額 単品スライ	【税込】(	又は秋	抗ち)		-		4/400	-			
単品スフイ	ト請求額	祝込】	(")		-		× 1/100=				
(注)											

(注)

- 1.購入先、購入単価、購入数量を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。 証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 2.対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめるものとする。なおとりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。但し、同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場など、追加資料が必要な場合がある。
- 3.変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、記載すること。
- 4. 計算に際しては、税込み又は税抜きかを明記しておこなうこと。

平成 年 月 日

岡山市水道事業管理者 水道局長 酒井 五津男 様

請負者 住 所

氏 名 印

# 既済部分検査申請書(第回)

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記の工事について、岡山市水道局工事契約約款第37条第2項により部分払いの確認を請求します。

今回請求する部分払いの範囲については、岡山市水道局工事契約約款第25条第5項の対象とすることを併せて請求します。

記

起工番	号			工事名						
エ	事	場	所							
I	事の	概	要							
請	負	金	額							
契:	約 年	月	日	平成	年	月	日			
I			期	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで			
前回	既済部	部 分 核	食査	平成	年	月	日			
前回ま	きで既済	部分検	査高		%					
今	回 見	込	み		%	(平成	年	月	日)	